

ハンドル形電動車椅子を使用中の事故に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

令和元年 10 月
国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

(消費者安全調査委員会の意見 3. に関する質問事項)

- ① 自動車の落輪対策としてのスロープとハンドル形電動車椅子の脱輪対策用のスロープでは、仕様が異なることを踏まえて、ハンドル形電動車椅子が脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰できるような踏切道側部の構造等の検討結果を示してください。

【回答】

- ① 踏切道側部の構造等については、スロープや路面標示、ブロック等の対策が鉄道事業者において既に一定数行われている。

スロープ設置が困難な箇所や、スロープ設置により他のリスクを発生させる可能性も考えられることから、設置の判断は現場の状況等を踏まえて検討する必要がある。

質問事項中の脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰できるような踏切道側部の構造等については、平成 29 年 7 月の公開ヒアリングで申し述べたとおり、鉄道側の事故発生のリスクもあることから、国土交通省としては、スロープ設置等の対策を講じる際には、これまでの設置事例やそこから得られた知見を鉄道事業者間で共有することが必要であり、引き続き会議体などでこれらの情報を周知して問題意識を共有していく。